

○振動規制法施行規則別表第二備考 1 に基づく市長が定める区域の区分及び同備考 2 に
に基づく市長が定める時間の区分

平成 24 年 3 月 30 日
都留市告示第 37 号

都留市長 小林義光



振動規制法施行規則(昭和 51 年總理府令第 58 号)別表第二備考 1 に基づく市長が定める
区域の区分及び同備考 2 に基づく市長が定める時間の区分を次のとおり定め、平成 24 年
4 月 1 日から施行する。

一 区域の区分

第一種区域及び第二種区域は、それぞれ振動を防止することにより住民の生活環境を保
全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(平成 24 年
3 月 19 日都留市告示第 10 号。以下「告示」という。)に定める第一種区域及び第二種区
域とする。

二 時間の区分

昼間及び夜間の時間の区分は、告示に定める時間の区分とする。